平成14年(ネ)第1250号 特許権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成11年(ワ)第20766号)(平成14年9月3日口頭弁論終結)

判控訴人(原告) 訴訟代理人弁護士 補佐人弁理士 被控訴人(被告) 訴訟代理人弁護士 補佐人弁理士 沢 大成プラス株式会社 野上邦五郎、杉本進介、冨永博之 富崎元成 北辰工業株式会社 野村晋右、磯部健介、池原元宏、鈴木良知 栗原浩之

主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴人の求めた裁判

原判決を取り消す。

被控訴人は、原判決添付別紙物件目録記載の物件を製造し、販売してはならない。

被控訴人は、その本社、営業所及び工場に存在する前項の物件の完成品、半製品及び同物件の製造に必要な金型を廃棄せよ。

被控訴人は、控訴人に対し、金3354万円及びこれに対する平成11年9月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、記録再生装置の防振装置に関する登録第2138602号の特許権 (以下、「本件特許権」といい、その請求項1の発明を「本件発明」という。)を 有する控訴人が、被控訴人に対し、原判決添付別紙原告物件目録(1)記載の減衰装置 の製造販売が本件特許権の侵害に当たると主張して、その製造販売の差止め、不当 利得の返還を求める事案である。

原判決は、被控訴人の製造販売している減衰装置(被告製品)が原判決添付別紙物件目録記載のとおりであるという限度では当事者間に争いはないとしたうえで、被告製品は本件発明の下記構成要件;

「ア 内部に空間を区画する筐体と、この筐体の一部に設けられ、記録再生装置を 支持するための弾性支持具と、前記筐体の一部に設けられ、前記記録再生装置を支 持し、かつその振動を減衰するための減衰手段とを備えた防振装置であって、

イ 前記減衰手段は、

- a. 前記筐体にその内方を向くように設けられた、熱可塑性樹脂のエンジニアリングプラスチックからなる複数の中空の筒状部と、
 - b. この筒状部内に収容された減衰材と、
- c. 前記筒状部の前記筐体内方側の端部に型成形により一体に熱融着された軟質の熱可塑性弾性体からなり、略中央部に前記記録再生装置に設けた突起を受け入れるための凹部が設けられた第1密封部材と、
- d. 前記筒状部の他端部に固着された第2密封部材とを有する」 のうち、構成要件イc. の「熱融着された」という要件を充足しないとして、控訴 人の請求をいずれも棄却した。
- 2 本件において争いのない事実及び当事者の主張(争点)は、以下の3のとおり当審における控訴人の主張の要点を付加するほかは、原判決事実及び理由欄の「第2 事案の概要」(2頁~10頁)に示されるとおりである。
 - 3 控訴人の主張の要点
 - (1) 金型内のエラストマーの温度について

ア 控訴人は、一審判決後、被告製品の製造に用いられている量産金型(被告金型)から採取されたスプル及びランナの約1/2カットサンプルを入手したので、このサンプルによって判明したランナの寸法、形状に基づいてコンピュータに

よる流動解析(控訴人流動解析①)を行ったところ、被告金型内でエラストマーがポリプロピレンに到達する温度は、ポリプロピレンの融点をはるかに超える温度

(192°C~214°C) であると解析された(甲65)。 被控訴人は、被告金型について実際の寸法・成形条件の数値を入力して行ったと いうコンピュータによる流動解析の結果(被控訴人流動解析、乙51)を提出し、 これによれば、被告金型内でエラストマーがポリプロピレンに到達する温度はポリ プロピレンの融点よりも低い約130℃であると主張するが、被控訴人流動解析は

エラストマーの流量の数値が不自然であり、その解析結果には信用性がない。 イ さらに、控訴人は、一審判決後、第三者から被告金型の1つを入手し、 光学式樹脂温度計によって金型内の成形品ゲートロ付近のエラストマー温度を実測 したところ、エラストマーの温度は、ポリプロピレンの融点をはるかに超える約2 00℃~210℃であるとの結果が出た(甲73、74、84~86)。なお、上 記実測は日を変えて4回実施し(控訴人実測①~④)、うち1回(控訴人実測③) は被控訴人代理人の立会の下で行っている。

が開始している。 射出成形では、温度(溶融)とともに圧力がかかるので、通常 0. 1 秒以内という瞬時に熱融着が起こり、射出される樹脂(エラストマー)の温度が 1 7 0 ℃程度 であれば、十分にポリプロピレンとエラストマーの熱融着が起こる。

したがって、被告製品において、エラストマーとポリプロピレンが熱融着してい ることは明らかである。

(2) 禁反言が成立しないことについて

控訴人は、本件特許に対する異議の答弁書において、先願考案(乙8)と本件発明の違いを明らかにするため、「甲第1号証(注、本訴乙8)の軟質樹脂部材は、・・・サーモプラスチックラバーです。このサーモプラスチックラバーは、硬 質樹脂部材のポリプロピレンとは融着も溶着もしません。」と主張したことがあ る。しかし、その趣旨は、先願考案(乙8)の軟質樹脂部材(実施例の説明中に 「例えばサーモプラスチックラバー」との記載がある。)と硬質樹脂部材(実施例 の説明中に「例えばポリプロピレン」との記載がある。)とは「形状的に連結されたもの」であり、サーモプラスチックレバーは、硬質樹脂部材と形状的に連結されているものである以上、硬質樹脂部材とは融着も溶着もしていない、というものであったのであり、サーモプラスチックラバーので表しているものであり、サーモプラスチックラバーので表している。 う趣旨ではない。したがって、異議答弁書中の主張に基づいて禁反言が成立するこ とはない。

当裁判所の判断

当裁判所も原判決と同様、本件発明の構成要件イcの「熱融着」とは、樹脂が熱によって溶けて(溶融して)接合すること、すなわち、熱による樹脂の溶融を不可欠の過程として含む接合の態様を意味すると解し、被告製品は「熱融着された」と いう要件を充足しないと判断するものである。その理由は、当審で提出された主 張・立証に対する判断を以下に付加するほかは、原判決事実及び理由の「第3 裁判所の判断」(10頁~23頁)に示すとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、被告製品において金型内に流入したエラストマーがポリプロピレ ンに接する温度は、ポリプロピレンの融点を超えているから、被告製品ではエラス トマーとポリプロピレンとが熱融着していると主張する。

(1) エラストマー温度に関する流動解析結果について

ア 当審で提出された証拠(甲64、65、82、乙51~53)及び弁論の全趣旨によれば、金型内のエラストマー温度に関するコンピュータによる流動解 析について、以下の事実が認められる。

(ア) 控訴人は、被告製品の量産金型(訴外三浦化成工業株式会社の使用する量産金型。以下このものを「被告金型」という。) から採取されたスプル及び ランナのカットサンプルを入手し(甲64)、訴外株式会社クラレつくば研究所 (以下「クラレ」という。)に依頼して、上記カットサンプルから推測されるスプ ル及びランナの形状・寸法に基づき、金型内を流動するエラストマー温度のコンピュータ解析(条件:ランナー長117.8mm、充填時樹脂温度230℃、金型温度30℃、射出時間2.0、2.5、3.0秒、エラストマー流量0.97、0.78、0.65 cu・cm/ sec)をさせた(控訴人流動解析①)。

その解析結果は、被告金型内の成形品ゲートロ付近におけるエラストマーの温度は、射出時間及び流量によって異なるが 192 $^{\circ}$ Cから214 $^{\circ}$ Cであるというものであった(甲65)。

(イ) 他方、被控訴人もクラレに依頼して、(A) 全ランナー長(ランナー〜ダンパーー接合部)が204.2mmの山下電気量産品用金型と(B) 全ランナー長が117.6mmの三浦化成工業量産品用金型(被告金型)について、実際の成形条件に基づく数値を入力してコンピュータによる解析をさせた(被控訴人流動解析)。

その結果は、エラストマーの流動末端部(ポリプロピレンとの接合部)の温度が(A)では、128 $^{\circ}$ C(条件:樹脂温度230 $^{\circ}$ C、金型温度30 $^{\circ}$ C、射出時間1.5秒、流量1.24cu・cm/sec)、(B)では130 $^{\circ}$ C(条件:樹脂温度215 $^{\circ}$ C、金型温度38 $^{\circ}$ C、射出時間1.5秒、流量3.87cu・cm/sec)というものであった(乙51)。

った。 これら相異なる流動解析結果のうち、控訴人流動解析①は、解析の前提とされたランナ長 1 1 7. 8 mmが被告金型における全ランナ長(ランナー~ダンパー接合部間長さ)1 7 7. 6 mmの約3分の2程度にすぎないことから、その解析結果である 1 9 2 $^{\circ}$ $^{\circ}$

76°C)よりも低くなっている可能性は否定することができない。 いずれにしても、控訴人流動解析①、②及び被控訴人流動解析の各結果を総合すると、被告製品において金型内のエラストマーがポリプロピレンに到達する温度 は、控訴人流動解析①による温度(192°C~214°C)よりも相当程度低いものと推測される。

ウ したがって、当審で証拠として提出された流動解析の結果によっては、被告 金型内のエラストマーがポリプロピレンに到達する温度がポリプロピレンの融点を 超え、「熱融着」に十分な温度であるとまで認めることはできない。

(2) エラストマー温度の光学式樹脂温度計による実測結果について 控訴人は、新たに光学式樹脂温度計で測定した結果によれば、被告金型内を流動 するエラストマーがポリプロピレンに到達する温度は200℃以上である、光学式 樹脂温度計はキャビサーモに較べて感度が高いため、光学式樹脂温度計による温度 測定の方が正確である、キャビサーモは感度が低いため測定値が実際の温度よりも 相当低くなる傾向があるから、キャビサーモの測定値はエラストマーの正確な温度 を示すものとはいえず、原判決が被告実測③のキャビサーモによる測定値を採用したことは誤りである、などと主張する。 控訴人の上記主張について、検討する。

ア 当審で提出された証拠(73~76、84~86)及び弁論の全趣旨に よれば、次の事実が認められる。

(ア) 控訴人は被告金型の1つを入手し、金型内を流れるエラストマーの温度を、被告金型の成形品ゲートロ付近において、光学式樹脂温度計(ニレコ製:「M721」)とキャビサーモ(理化工業製:「キャビサーモ CAV-22」) で同時に測定する実験を、平成14年4月26日から同年8月2日までの間に4回 にわたり行った(控訴人実測①~④、甲73、74、84~86)。

これらの実測の結果はほぼ同様であり、そのうち、同年7月22日に被控訴人代 理人の立会いの下に行った第3回目の実測(控訴人実測3、甲84)において、光 学式樹脂温度計による測定では、射出後、温度が定常状態(樹脂温度計による表示 温度約69℃)から急峻に上昇し始めて、約0.06秒後にピーク(表示温度約1 98°C、207°C (注: 2種の温度は、2種類の記録計を使ったことによるもの) に達し、その後緩やか に下降して、ほぼ数秒で定常状態(表示された温度約70°C)に戻った(なお、 「M721」の温度測定範囲は、製品カタログ(甲80)に150°C~380°C (標準) 、低温80℃~300℃(低温)と表示されており、この測定範囲外の表 示値は精度保証外とされている。)

また、同時に実施されたキャビサーモによる測定では、温度上昇は光学式樹脂温 度計よりも約0.06秒遅れて検知され、上昇開始後約0.40秒後にピーク(表 示温度約137℃、138℃)に達し、その後約十数秒でほぼ定常状態(表示温度 30数℃)の温度に戻った。なお、キャビサーモは、熱電対によって測定を行うものであるが、原判決も認定しているように、リーク熱量を小さくし測定精度を高め るように改良された機器である。

控訴人実測①ないし④を通じて、光学式樹脂温度計で測定されたエラストマーの 最高温度は、キャビサーモで測定された最高温度よりも70℃前後高かった。

(イ) 控訴人実測①~④に使用されたニレコ製光学式樹脂温度計のカタロ グ(甲80)には、①同社製の光学式樹脂温度計は、放射熱を光学的に計測する方 式であり、熱電対に較べて高応答のため、細かい温度変化を測定することができること、及び、②熱電対計測では絶対温度値を直接計測することが可能であるが、放 射温度計測では、被測定樹脂の種類、フィラの混入、色により放射率(エミシビテ ィ)が異なり、またライトガイドの方法によって信号の減衰率が変わるため比較測 定方式となること、が説明され、さらに、③「応答の比較 第3図に示すように、 熱電対では射出による溶融樹脂温度の上昇が1. 5°C観測されるのに対し、モバッ グラ20では6℃の上昇が観測されます。これは、応答の相違によるもので、熱電対は応答が遅いため、出力信号が上がり切れない内に、温度が下がることによりま す。また、挿入周辺部に熱電対の熱が逃げるため、指示温度の絶対値も低くなって おります。」との説明に続けて、「第3図 モバック720による計測と熱電対に よるものとの対比(射出成形機ノズル内温度の計測例)」と題して、熱電対による 計測ではモバックフ20による計測に比べて計測される温度が数度低いこと、射出 時の急峻な温度上昇に関しては、モバック720で6℃の温度上昇が検出されたと きに熱電対で検出された温度上昇がこれよりも約4.5℃低い1.5℃であったこ

と示すグラフが記載されている。 イ 以上アで認定したところによると、光学式樹脂温度計は、樹脂温度の変 イ 以上アで認定したところによると、光学式樹脂温度計は、樹脂温度の変 化に対する応答性が高く、きわめて短い時間内に生ずる樹脂温度の急激な上昇・下降を検出するのに優れているが、光学式樹脂温度計により検知される樹脂温度のピ -ク値と熱電対で検知されるピーク値との差は、10℃に満たない程度のものであ ることがうかがわれるところ、控訴人実測においてキャビサーモにより同時に測定 された最高温度との差が約70℃というのは極めて大きな差であり、測定の正確性に疑いを生ぜしめるものといわざるを得ない。また、光学式樹脂温度計による計測は、甲80のカタログに記載されているとおり、温度の絶対値を計測するものでは なく、「比較測定方式」であり、したがって、その測定の正確さを担保するためには、樹脂温度計が正確な温度を表示するように温度の明らかな被測定試料を基準と して較正を行い、温度表示を調整する必要があると考えられるところ、控訴人実測 の各報告書(甲73、74、84、86)には、測定対象であるエラストマーにつ いて、この調整がどのように行われたかについての記載がない。

なお、被控訴人代理人は、平成14年7月22日の被控訴人代理人が立会った実

験(控訴人実測③)の際、光学式樹脂温度計による測定値の正確性を担保するため、温度が明らかな物について測定する検証実験として、持参した変圧器により一定温度を保持することを可能としたシース型熱電対に発熱用ヒーターを取り付けたセンサーによる検証実験を行うことを求めたが、控訴人実測③は、その検証がないまま、控訴人側であらかじめ設定しておいた光学式樹脂温度計により測定したもので、その測定結果は信用することができない旨主張している。

以上の点に加えて、原審記録によれば、控訴人は原審においてキャビサーモによる樹脂温度測定の正確性を強調していたのであり、このことと、控訴人実測①ないし④の光学式樹脂温度計による測定結果が、控訴人流動解析①の結果は、前示のとおり、ランナ長を考慮すると、被告金型内を流動してポリプロピレンに到達したときのエラストマーの温度が192℃から214℃(ランナ長117.8mmの場合の結果)よりも相当に低いことを予測させるものである。)をも考え合わせると、控訴人実測①ないし④の光学式樹脂温度計による測定は、その正確性に疑問が残るといわざるを得ない。したがって、控訴人実測①ないし④の測定結果を直ちに採用することはできない。

(3) 以上によると、前記流動解析及び実測の結果によっては、被告金型内でポリプロピレンに接するエラストマーの温度がポリプロピレンの融点(165 $^{\circ}$ ~176 $^{\circ}$)を超えていると認めるに足りず、当審で新たに提出された証拠を含めて本件全証拠を検討しても、被告金型内に流入してポリプロピレンに接するエラストマーの温度がポリプロピレンの融点(165 $^{\circ}$ ~176 $^{\circ}$)を上回ることについては、これを認めるに足りる的確な証拠がない。

したがって、エラストマーが金型内に流入してポリプロピレンに接するときの温度から、被告製品においてエラストマーとポリプロピレンが熱融着していると認めることはできないというべきである。

(なお、弁論終結後に控訴人から検証(金型内エラストマー温度の実測実験)の必要性を理由とする弁論再開の申立てがあったが、金型内エラストマー温度については原審及び控訴審を通じて重ねて実測実験が行われ、その結果が証拠として提出されており、これらの経緯及び弁論の全趣旨に照らすと新たな検証実験のために弁論を再開する必要性を認めることはできない。)

2 禁反言に関する控訴人の主張に関し、補足する。

原判決挙示の証拠によれば、本件特許について、異議の申立てがされ、控訴人は、平成8年12月26日付けの特許異議答弁書(乙7)の中で、「ポリプロピレン」と「サーモプラスチック・ラバー」(エラストマーも含まれることに争いはない。)は融着(熱融着)することがないと主張していたことが認められる。

控訴人は、上記異議答弁書中の言明は、先願発明(乙8)における軟質樹脂とは形状的に連結されているから融着はしていない。という趣旨でをを通りにおいてできる。という趣旨でとかした。という趣旨でといったが熱融者にといったが熱融者にといったが、というを連ばした。というでないと主張する関係にはないから、控訴人の主張を出してのよりとは相排斥する関係にはないから、控訴人の主張を出してのると、とは、「甲第1号証(注:先願発明の明知書、乙8)のスチック・ラバーです。このサーモプラスチックをは、・・サーモプラスチック・ラバーです。このサーモプラス・ラバーのるは、・・サーモプラスチック・ラバーでする。」と主張しない樹脂」、「開発明の一体成形は記載されて、異議申立人の(先願発明のより、で、溶着という意味での一体成形は記載されて、異議申立人の(先願発明のより、とずる)技術的理解は決定的に誤っている。」と同等の語として用いられている。)と記述は、「融着」と同等の語として用いられると認める。)。

これら一連の言明を先願発明に開示された成形方法をも考慮して総合的にとらえるとき、異議答弁書における控訴人の主張は、サーモプラスチック・ラバーとポリプロピレンとは本件発明にいうところの「熱融着」をすることはなく、したがって、先願発明における軟質樹脂部材(サーモプラスチック・ラバー)と硬質樹脂部材(ポリプロピレン)との接合も本件発明にいうところの「熱融着」(それがどのようなものであるかは措いて)ではない、という趣旨を表明したものと解される余

地の極めて大きいものであるといわざるを得ない。 そうすると、原判決が、「本件訴訟において、原告が、被告製品においてエラストマーとポリプロピレンが熱融着していると主張することは、信義則に反して許さ れないと解する余地も十分にあるというべきである。」旨説示していることに誤りはなく、被告製品について「熱融着」を明らかに示す的確な証拠のない本件におい ては、「熱融着」の有無について控訴人が不利な判断を受けることもやむを得ない ものというべきである。

3 以上のとおりであるから、被告製品が控訴人の主張する本件発明の構成要件 イェ中の「熱融着された」との構成要件を充足していると認めることはできず、控 訴人の請求を棄却した原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないからこ れを棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第18民事部

裁判長裁判官	永	井	紀	昭
裁判官	古	城	春	実
裁判官	Ħ	中	昌	利